

上天草市ワーケーション推進業務委託公募型プロポーザルに対する質問及び回答（R4. 4. 19 時点）

番号	質問	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に造成した体験プラン内容を開示頂くことは可能か 	<p>別添のとおり体験プランの概要をお示ししますので、御確認ください。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に実施したファムツアーの内容を開示頂くことは可能か 	<p>別添のとおりファムツアーの概要をお示ししますので、御確認ください。</p> <p><参考> 実施日：2021年10月25日～29日 参加者：首都圏の5社</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に実施した企業等に対するニーズ調査の結果を開示頂くことは可能か 	<p>ニーズ調査の結果については、本プロポーザルにより決定する受託事業者にのみデータを提供します。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> 造成するワーケーション商品は上天草市内で完結させることが必須か 	<p>全ての行動をエリア内に制限するものではありませんが、メインの滞在地は本市内とし、本市の魅力を十分に体験できる商品としてください。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> 貴市におかれては、内閣府のデジタル田園都市国家構想推進交付金【地方創生テレワークタイプ（施設整備・利用促進事業）】に採択されていると思いますが、本事業との関連や、関連がある場合、その採択内容について可能な範囲で開示頂くことは可能か（本事業の仕様書項番5-(6)サテライトオフィス開設に適した物件の調査・リスト化に係るものではないか) 	<p>上天草市ワーケーション推進業務（以下「本業務」という。）については、内閣府の地方創生推進交付金を活用したソフト事業であり、御指摘のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用したハード事業とは直接関連するものではありません。</p>

6	<p>・モニターツアーの参加者数想定と伴って、その公費（事業費）負担に関して上限/下限の想定はあるか？</p>	<p>公費負担の上限については、予算額とし、下限については設定していません。なお、本業務の目的達成に関係の無い経費が含まれる場合は、委託費の対象外とします。</p>
7	<p>市の入札参加資格の審査を受けていない者については、実施要領4.（2）ア～カの該当する書類を提出とのことですが、提出のタイミングは参加表明書提出時でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
8	<p>実施要領7（2）ア～ウに合わせて4（2）の該当する添付書類を提出する必要がありますか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
9	<p>実施要領4（2）ア「法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し」、7（2）イ「登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。）」とありますが、同じものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>